

令和6年度 部活動運営について

松山市立津田中学校
部活動担当

1 運営について

- ①学校教育活動の一環であるという部活動の意義・目的を理解し、健全かつ民主的な部活動の運営に努めること。
- ②顧問が付いて指導することを原則とする。やむを得ず付けられない場合は他の教師に依頼し、事故やけが等、発生した場合に連絡がとれるようにすること。
- ③活動場所・道具用具等の安全管理・環境管理の徹底に努めること。
- ④練習は短時間で計画的・能率的に実施すること。
- ⑤完全下校時刻を厳守すること。（正門を通過）顧問は責任を持って下校指導にあたること。
(生徒玄関や正門等、場合によっては車で巡回)
- ⑥規定が守れない部活動は、活動停止等の処置をとる場合がある。
- ⑦挨拶・服装・生活態度等、部活動生は津田中生としての自覚と誇りを持った生活が送れるように指導に努めること。

2 活動時間・活動停止について

- ①活動時間（下表は目安である。日没時刻を確認し、時間を設定する。）

期 間	部活終了時刻	完全下校時間
4月	18:00 18:15	部活動終了時刻の15分後 ※新人大会の一般種目の実施日を基準に決定
5月～7月	18:30	
9月	18:00	
10月～新人大会前	17:30	
10月新人大会～ 11月	17:15	
12月～1月	17:00	
2月上旬	17:15	
学年末テスト後	17:30	
3月	17:45	

※土・日曜日及び祝祭日、長期休業中は、17:00終了とする。

※長期休業中は、キャプテンか副キャプテンが部活動開始時刻及び終了時刻、事故の有無を日直の先生に必ず報告する。（鍵の施錠・返却の最終確認は教師が行う）

※帰宅時の安全配慮のため、完全下校の時刻を厳守すること。

- ②活動停止（原則として下記の場合活動停止とする。）

活 動 停 止 (休養日)	備 考
定時退勤日	停止
職員会・研修職員会等顧問が付けられない日	原則停止（各場所に教師が付けられれば可）
学期末・学年末試験前	1週間前から停止
流行性の疾病が全校的に発生した場合	管理職、保健主事、養護教諭との相談により停止
警報等による臨時休業日	停止（連絡網確認）
学校行事による健康的配慮	原則行事の前日は停止（該当学年）

3 服装について

- ①更衣は所定の場所で行い、整理整頓を行う。
- ②練習は原則として体育時の服装または、ユニフォームで行う。ただし、顧問の指示のもと特性を生かした服装であれば許可する。（各部で指示されたTシャツやジャージ、防寒着等）
- ③土日・祭日・長期休業中の登下校は、体育時の服装または、部活動で決めた服装で登校してもよい。また、授業が半日で終わり、帰宅後、再度登校する場合も同様とする。
- ④平常時の下校時も③に準ずる。（冬季の防寒着着用は許可期間）

4 登下校について

- ①休業日や再登校での活動は、ヘルメット着用・保険加入を条件に自転車通学を認める。
※交通規則・交通マナー、自転車安全整備、駐輪の仕方等、顧問が徹底指導すること。
- ②寄り道や買い食い、食べ歩きをしないこと。津田中学校生として、恥ずかしくない行動をとること。
- ③学校生活と同様、 unnecessaryな物は持ってこない。
- ④交通規則（新空港通りは歩道橋を渡る）や公衆道徳を守り、交通事故等を起こさない。

5 延長練習・早朝練習について

- ①延長練習について（顧問 → 部活動担当 → 教務 → 主幹 → 教頭 → 校長）
 - ・原則大会の1か月前より延長練習を認める。2時間以上の延長は、基本中体連の大会の場合のみ許可する。
 - ・別紙「延長練習許可願（教師用）」に「延長練習参加願（生徒用）」を添えて提出し、承認を得ること。
 - ・最大19:00まで延長練習を行うことができるが、保護者の迎えができることを原則とする。19:15までに完全に下校させること。
 - ・部活動計画及び実施報告ツールに入力するパターンのうち特別練習に値する場合の延長（平日2時間を超える場合）は、基本中体連主催の総体と新人大会のみ可。それ以外は、部活動終了時刻から1時間程度の延長とする。
- ②早朝練習について（全校体勢で取り組む場合のみとする。＝駅伝等）
 - ・練習時間は7:00以降の登校～7:45とし、8:00入室を厳守すること。
 - ・原則全校体勢で実施するような行事のみ（駅伝練習等）

6 対外試合・練習試合について

（顧問 → 部活動担当 → 教務 → 主幹 → 教頭 → 校長）

- ①別紙「大会参加届」を前日までに提出し、許可を受けること。
 - ※県外との練習試合は事前に管理職の許可を得ること。
 - ※練習試合・大会・遠征等は、練習試合黒板に記入すること。
- ②対外試合終了後、「結果報告書」をすみやかに提出すること。
- ③会場への移動は、原則として公共の交通機関を使用すること。
 - ※自転車での移動時は、必ずヘルメットを着用すること。
- ④県外への遠征の場合は、引率計画(各部作成)を提出し、帰校後、管理職へ連絡をすること。

7 部活動費について（詳細は後日、顧問会にて）

- ①PTA予算を利用する場合、1年を通して計画的に活用すること。
その際、別紙「PTA会計支出伺」に領収書を添付し、PTA事務に提出すること。
- ②団体登録料や大会参加費については、「PTA会計支出伺」をPTA事務に提出すること。
※個人登録費または、個人種目出場費は個人負担とする。

8 その他

- ①学校教育・部活動の目的に反する行為は、厳に謹むこと。
- ②練習終了後は、活動場所・用具の整理整頓を行うこと。（習慣を身に付ける）
- ③昼食等をとる時は、弁当を持参するか、一度家に帰って食事をする。校外に飲食物を買いに出ない。※弁当持参の場合、指定された場所で食事をとること。
- ④総体、新人大会は、学校より旅費が出るため、公共の交通機関を使用を原則とする。
※旅費はメンバー分のみとする。（市総体はメンバー以外の3年生分を含む）
- ⑤下記の用紙は、「テラステーション」の、R6部活動のファイルを活用する。

- | | |
|---|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 入部届 | <input type="checkbox"/> 退部届 |
| <input type="checkbox"/> 延長許可願（教師用） | <input type="checkbox"/> 延長練習参加願（生徒用） |
| <input type="checkbox"/> 対外試合（練習試合）届【結果報告書】 | <input type="checkbox"/> PTA会計支出伺 |
| <input type="checkbox"/> FAX送信票 | |

※提出はすべて部活動担当（宮本）から回覧すること。